

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	北竜町 (43710)
地域名 (地域内農業集落名)	全域 (碧水、岩村、美葉牛、古作、板谷、西川、和、三谷、恵竜)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	3,222 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	3,222 ha
② 田の面積	2,763 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	459 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	157 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1,346 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	1,548 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	101 ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

国の水田活用の直接支払い交付金の見直しに伴い、傾斜地、中山間地において畑地化が進むことが想定されるほか、中山間地では担い手の確保が十分ではないため、遊休農地化が懸念される状況にある。

こうした中で、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化が進んでおり、農業従事者における平均年齢が53歳、1戸あたりの経営面積が24.3haとなっているため、地域状況に応じた新たな農業のあり方を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当町の主要作物である水稻に関しては、スマート農業技術の導入による効率的な生産を推進するとともに、需要に応じた加工用米、新規需要米等へ取り組み、水稻作付面積の維持に努める。

畑作物では、そばや麦・大豆などが主要作物となっているが、地域農業者との協議を通じて、収量と品質向上に向けた取組を推進するとともに、すいかやメロンなどの高収益作物の作付拡大を目指していく。

また、土地改良区とも連携をはかりながら国営・道営土地改良事業を着実に実施していくよう取組を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

当町では平地と沢地帯、中山間地などが混在しているため、農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用も検討しながら、地域の状況に応じた農用地の効率的な利用を推進する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	95.74 %	将来の目標とする集積率	95.84 %
--------	---------	-------------	---------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地集積が進んでいる地域では、各種土地改良事業を計画的に実施するとともに、担い手の意向を加味して、利用調整・交換と利用権の再設定を推進する事で団地化・集約化を進める。

傾斜や沢地帯の農地の区画・形状が悪い地域では受け手が限られる状況を鑑み、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業等の活用とあわせて、新規就農者の確保に向けた取組を検討していく。

また、スマート農業技術の普及により作業の省力化や軽労化をはかることにより、さらなる農地の集積を目指していく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農業委員会とも連携を図りながら、農地中間管理機構を通じて、地域計画に位置づける者に対する農用地の集積を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構を通じて目標地図に位置づける農用地の利用権設定を進めるとともに、土地所有者等の意向も踏まえた機関への貸付等手続きを実施する。

(3) 基盤整備事業への取組

計画に基づき、国営・道営土地改良事業を着実に進めるとともに、新たな地区における基盤整備事業の実施を検討し、農地の大区画化・汎用化等を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

後継者がいない農業者の経営資源を新規就農者に継承する第三者経営継承を推進し、新たな担い手の確保・育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農家戸数の減少を踏まえ、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③ヘマート辰 業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①シカやアライグマ等の農業被害を防止するため、電気柵などの防獣機器の普及を推進するとともに、捕獲人材の確保、育成に努める。

②現在取り組んでいる減農薬の取組(北海道使用慣行農薬の半減)、生産情報公表JAS規格の取組継続に努める。

③基盤整備事業とあわせて、自動操舵補助システムや水管理システムなどの普及、農業用ローンの活用に取り組み農作業の効率化を推進する。

④畠作物が定着している水田の畠地化に取り組むとともに、ほ場条件にあわせた農作物の作付振興を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

別紙のとおり

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経常面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提査の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2:「計画同意者数」欄には、同意者数を記載していく。
注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。